

公立大学法人静岡文化芸術大学競争的資金に係る間接経費の取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下、「共通指針」という。）に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下、「本学」という）における競争的資金に係る間接経費の取扱いに関し、必要な基本事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的資金」とは、国・政府系関係機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金のことをいう。

2 「間接経費」とは、競争的資金による研究開発の実施に伴い、本学が管理・運営等に必要経費として使用する経費をいう。

(間接経費の額)

第3条 本学における競争的資金の間接経費は、直接経費額の30%に相当する額とする。ただし、競争的資金の配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに従うものとする。

(間接経費の納付等)

第4条 競争的資金等を得た研究者は、当該間接経費を本学に納付する旨を申し出なければならない。

2 当該研究者が、他の研究機関等へ移籍又は、当該競争的資金等による研究を廃止する場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者へ返還するものとする。

(間接経費の用途)

第5条 間接経費は、次の事業等に充てるものとし、間接経費の主な用途（別表1）に定める経費のうち、必要な経費に充当する。

- (1) 本学の研究開発環境の改善事業
- (2) 本学全体の機能向上事業
- (3) 競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費

(間接経費の執行・管理)

第6条 間接経費は、国が定める共通指針に基づき適切に執行しなければならない。

2 間接経費の執行・管理は、本学事務局の競争的資金所管室長及び財務室長の責任の下で

適正に執り行うものとする。

- 3 前項の間接経費の執行・管理部署は、当該間接経費の執行使途・計画について、予め学内決裁にて承認を得たうえで、執行するものとする。

(報告)

第7条 本学における競争的資金の間接経費の執行実績は、証拠書類等を適切に保管した上で別途定める間接経費執行実績報告書(様式第1号)にその実績をとりまとめ、事業管理機関が定める期日までに当該管理機関に報告しなければならない。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、企画室において行う。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別表1)

競争的資金間接経費の主な用途

研究実施部門において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象として例示する。

1 管理部門における経費

(1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(2) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

2 研究部門における経費

(1) 共通に使用される物品等に係る費用

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(3) 特許関連経費

(4) 研究等の整備、維持及び運営費

(5) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営費

(6) 研究者交流施設の整備、維持及び運営費

(7) 設備の整備、維持及び運営費

(8) ネットワークの整備、維持及び運営費

(9) 大型計算機（スパコンを含む）整備、維持及び運営費

(10) 大型計算機棟の整備、維持及び運営費

(11) 図書館の整備、維持及び運営費

(12) ほ場の整備、維持及び運営費

など

3 その他の関連する事業部門に係る経費

(1) 研究成果展開事業に係る経費

(2) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、本学法人の長が必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

